

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第30回／家裁第31回)

1 開催日時

平成30年11月15日(木) 午後1時30分から午後3時20分まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 松井英隆(委員長), 上田洋幸, 大迫久美子, 大脇通孝, 熊澤孝一,
實吉国盛, 東鶴真児, 牧野高志, 宮之原里佳

(家裁委員) 松井英隆(委員長), 阿部純一, 内田大介, 内山恵一, 種村博之, 野
平宏, 毛利友哉

(五十音順)

4 議事

(1) 委員紹介

(2) テーマ

地裁委員会及び家裁委員会「鹿児島地方・家庭裁判所における広報活動について」

(3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

地裁委員会及び家裁委員会合同テーマ「鹿児島地方・家庭裁判所における広報活動について」についての説明・質疑

(1) 「鹿児島地方・家庭裁判所における広報活動について」

概要の説明

鹿児島家庭裁判所事務局総務課長 山下 裕 巳

(2) 質疑 (□：委員長，○：学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所)

□ 鹿児島地方・家庭裁判所における広報活動について説明させていただいた。ここで、委員の方々から御質問や御意見，御感想を聞かせていただきたい。

○ 中学校や高校で行う出前講義は大変面白いイベントだと思うが，大学の教育現場などで実施する予定はないか。特に，大学1年生及び2年生などキャリア教育の初期段階で実務に携わる職員の話を知ることができれば，非常に面白い企画になると思う。それから，フェイスブックでも裁判所職員の仕事が紹介されており，裁判所の業務内容を知る上で大変参考になるため，将来的に裁判所への就職を希望する学生などには閲覧するよう勧めている。ただし，現在の大学生の間ではフェイスブックを利用している人がそもそも少ないため，裁判所のページを見てもらうために新たに登録をしてもらうこともある。むしろ，現在はツイッターやインスタグラムを利用している学生が多いようであるが，そういったSNSを利用して広報活動を行う予定はないか。

◇ 現時点では，大学等で出前講義を実施するという具体的な企画はできていないため，今後，検討したい。フェイスブックの関係については，採用広報のツールとして最高裁判所が実施しているものである。裁判所の業務について広く知ってもらうために行っているものであるため，大学生等に閲覧を勧めてもらえると幸いである。

また，現在，裁判所では採用広報に力を入れているところではあるが，多少遅れているのも事実である。ツイッターやインスタグラム等の利用については，貴重な意見として承りたい。

- 大学での出前講義について、大学の教員の中には模擬裁判に力を入れている者もいるが、たとえば、裁判所と大学が共同で模擬裁判を実施し、実際に裁判官に模擬裁判に参加してもらうことは可能であるか。
- ◇ 実際に行う場合には、派遣する職員の調整も必要であるため、検討させていただきたい。
- ちょうど3年前にも地家裁委員会で広報活動についての報告があったため、当時の報告と比べながら今回の報告を聞いていた。3年前の報告では、法教育を意識して取り組んでいくと述べられていたが、この3年間の間に憲法週間の記念行事として出前講義の実績を残されていて、熱心に取り組んでいることが伝わった。現在のところ、実施したのは中学校が5校、高校が1校ということであるが、今後、口伝えで広まれば、申込みが増えるものと考ええる。その点、出前となると人手という点から対応できる件数にも限界があると思うが、受入れの上限はどの程度まで考えているのか。
- ◇ 現在、受入れの上限は設けていないが、確かに人手という点では限界もあるため、今後、具体的な上限についても検討していきたい。広報PTを立ち上げ、限られた人手と時間で効果的な広報を行うためにどうすべきか検討しているところであるが、実際にすべての申込みに応じられるわけではないため、どのように線引きをするか、その時々ニーズも踏まえうえで戦略を考えることが課題となっている。
- 司法書士会でも法教育に関わろうということで、小学生向けの法律教室として出前講義を実施している。教育委員会を通じて行っており、現時点では県内で10校ほど実施しているところである。そこまで申込みはないだろうと思いつながらも、もし多かったらどうしようと心配しながら行っている。弁護士会でも中学生向けの出前講義を実施していると聞いているが、どのように実施しているのか。
- ◎ 弁護士会にも法教育委員会があり、各地の中学校から多数の申込みがあるため、ある程度の予算をとって、二人一組で派遣し、出前講義を行っている。
- いずれ出前講義の申込みが増えてくると、受け入れられる件数にも限界が生じる

ため、工夫をしていく必要があると思われるが、まずは、こういった取組を行っていることを広く知ってもらうことが重要である。たとえば、夏休みのジュニア裁判員裁判や法の日週間のイベントを企画するわけであるが、周知が足りていないからか、参加者の範囲が限定されている現状がある。こういったイベントの周知方法として、南日本新聞やリビングかごしま、自治体の広報紙や掲示板を活用させてもらい、周知をしているつもりであるが、その他にも様々な媒体がある。そこで、委員の皆さんの間で周知の方法を何か工夫されている点があればお聞かせいただきたい。

- 夏休みに子ども向けのイベントを実施する事業所は多々あるが、親がイベントに参加するかどうかを決める基準の一つとして、そのイベントに参加すれば子どもの夏休みの宿題が済むかどうかという点があると思う。たとえば、警察でもイベントを実施していて、その中では指紋採取といった鑑識の体験ができるし、南日本新聞が実施しているイベントでは新聞ができるまでを学ぶことができる。親としては、これらのイベントに参加すれば半日足らずで宿題が済むし、そのことが親同士のネットワークで広まるため、毎年イベントが続けられる。私も、十数年前にジュニア裁判を見学したことがあるが、当時の内容からすると、このイベントに参加することで子どもの宿題が済むかどうかという点では少し疑問に感じた。もちろん、対象が小学6年生と中学生ということであるため、中には裁判を宿題の題材にしている生徒もいるとは思いますが、このイベントに参加することで子どもの宿題が済むと親に認知されれば、それが親同士のネットワークで引き継がれていくため、一つの価値基準になると思う。

それから、裁判員制度については、来年10周年を迎えるということで、おそらく新聞やテレビなどで報道量が増えると思われる。特に、報道という立場からすれば、どちらかといえば批判的な視点での報道が増えると思う。裁判員制度の趣旨は理解している人が多いと思うが、審理期間が長い、職場の理解が得られない、相場どおりの量刑を強いられるなど、やはり抵抗を持っている人が多いと思われる。ではどのように広報をすればよいかということであるが、市民も頑張っているのだから

ら、裁判所側もできるだけ裁判員の負担を軽減できるようにこれだけの努力をしているという姿を示していくことが大事であると思う。そうしなければ、裁判員制度を維持していくのは中々大変であろう。そして、その広報の一つの方法として、先ほど話題になっていた大学生へのアプローチは良い方法だと思う。やはり、裁判所の業務は難しいため、法曹の現場で働く職員が大学生と交流するというのは、大学生への良い刺激になる上に、広い意味で裁判員制度をアナウンスしていく一つの重要な広報の在り方ではないかと思う。

□ 特に来年裁判員制度が10周年を迎えるにあたり、どういう形で積極的に広報を進めていくかということについて、一つの視点として、ご指摘の点に加えて、裁判員経験者のうち選任される前に、裁判員をやってみたい、あるいは選ばれたいと思っていた方は4割にも満たないが、裁判員を経験した後には、95パーセントあまりの方が非常に良い経験、あるいは良い経験をしたと感じている。もちろん、中には分かりにくいなどの感想もあるが、全体的に見ると数パーセントである。このように、全体的に見ると、裁判員制度に好意的な評価をしてくださっている方が多いようである。したがって、裁判員制度の意義や運用状況、さらにはこのような情報も広くお伝えして、国民の関心や参加意欲を高め、不安を少しでも解消する努力をしたいものと思っている。その一つの方法として、大学生へのアプローチ等も重要であろうと考えている。

また、ジュニア裁判員裁判についても、貴重なご意見をいただいた。参加者には修了証を渡しているが、その他にも何か宿題にまとめやすいものがあれば、さらにアピールができると思われるため、来年以降、検討することとしたい。

その他にも裁判所の広報を行う上で参考になりそうな広報の取組など、ぜひお聞かせいただきたい。

◎ 裁判員制度への理解を国民の皆さんへ求めるに当たって、子どもや大学生への広報も重要だとは思いますが、むしろ、会社等への広報も必要ではないか。社員に裁判員裁判に参加してもらっては業務に影響が出ると抵抗を持っている会社等もあるため、

大人の社会に向けて広報を行い、裁判員裁判への理解を深めてもらうことができれば、辞退者も減るのではないか。

○ 今回、出前講義やジュニア裁判員裁判等の取組をご紹介いただいた。その中で、出前講義については、高校は数校だけ案内をしているということであったが、数校ではなく幅広く案内してはどうか。大学の一步手前であるし、社会に出る前に裁判等のことを知ってもらえるよう広報をすることは非常に良いことだと思う。

◇ たしかに、現時点では、高校についてはいくつかの高校のみに案内をしており、全校には至っていない状況がある。裁判所としても、この状況は改善しなければならないと思っており、今後、高校の範囲を広げられるように検討を進めていきたい。

○ 法の日週間行事に何度か学生と一緒に参加したことがあり、私自身も楽しみにしている。行事の最後に行われるクイズは意外に難易度が高く、いまだに全問正解したことはない。行事の内容については家庭裁判所が主体となっており、調査官が箱庭を使ってロールプレイを行うなど、普段見ることのできないことを見ることができ、非常に貴重な機会だと思う。実際に裁判所からも学生への告知の依頼が来るため、私からも学生に紹介をしている。実際に参加した学生には好評であり、参加してよかったという声も届いているため、今後も引き続き企画をしていただきたい。

また、大学1年生の演習形式の授業の一環として裁判所の見学会にも何度か申込みをさせていただいた。今年も6月に見学会を開いていただき、有益な話をさせていただいたところである。特に、今回は裁判所で働く事務官や書記官等の職業について話をさせていただいたため、学生がキャリアについて考える上で大変参考になった。このように、裁判所にはこちらの要望にも対応していただき、感謝している。

裁判所の職員が大学に出向いてはどうかという話もあったが、これについては、以前から業務説明会などで来ていただいていると思う。こちらから学生に告知をすると、関心のある学生は興味を示して参加すると思われるため、こういう活動をしているということを大学の方に紹介していただきたいと思う。

□ 今の話でも触れられたとおり、採用広報の話もあるが、目下の課題として、来年

10周年を迎える裁判員制度の広報がある。この関係ではこれまでも貴重な意見をいただいたが、さらにアイデアや意見があればお聞かせいただきたい。

○ 裁判員制度については、やはり、マスコミの立場からすると、厳しい目で見ざるを得ないというのが率直な感想である。それでも、実際に経験された方の95パーセントが良い経験をしたとの感想を持っているということであるため、そういった点を広報してもらえれば報道につながられると思う。そこで、一つ質問であるが、このようなアンケートの数字というのは最高裁が示している全国の数字なのか、鹿児島県下の数字というものも示してもらえる機会があるのか、あるとすればいつ頃示してもらえるのかお聞きしたい。

◇ 裁判員経験者のアンケート結果は全国の数字であり、鹿児島県独自の数字を出す予定はない。

○ 鹿児島県で裁判員を経験した方の中にもおそらく良い経験をしたと感じている方がいると思われるため、そういう方の話を聞く場を作ってもらえると良いと思う。

◇ 鹿児島で裁判員を経験された方について、鹿児島地裁でも裁判員経験者の意見交換会を実施しているため、そういった場で裁判員経験者の声を聴くことはできる。

3 次回の予定

(1) 日時

平成31年5月23日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) テーマ

地裁委員会

「民事調停手続の利用促進のための取組について」

家裁委員会

「面会交流の円滑な実施に向けた取組について」